

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁所管)

単位:千円

基金の名称	鳥取県安心こども基金	
基金設置法人名	鳥取県	
基金の額		今回造成額 19千円
		造成完了時における残高 964,629千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 千円
		造成完了時における残高 937,747千円
基金事業等の概要	当該基金を活用し、以下の事業を実施 ・不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の充実 ・幼児教育・保育無償化 ・新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援	
基金事業等を 終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和11年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和11年度末
	基金の解散予定時期	令和12年6月末
基金事業等の目標	・不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の充実 特定不妊治療費の支援 ・幼児教育・保育無償化 市町村が幼児教育・保育の無償化を実施するに当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費の補助等	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	—	
その他の事項	—	